

学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

下表を参考に、対策本部(新型コロナウイルス対策)にて協議する。

出席停止等の基準

発生事象	該当者		該当者以外
	学生	教職員	
感染	治癒するまでの期間は出席停止	治癒するまでの期間は就業禁止	御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、判断する。
濃厚接触者	感染者との最終接触日を0日として、14日間は出席停止 寮生は帰宅 (帰宅までは、指定寮室等に待機)	感染者との最終接触日を0日として、14日間自宅待機 (職務専念義務免除もしくは在宅勤務)	御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、判断する。 発生時点の「地域の感染レベル※」に応じた対応を行う。
感染疑い	新型コロナウイルス感染の有無が判明するまでの間は出席停止 寮生は帰宅 (帰宅までは、指定寮室等に待機)	新型コロナウイルス感染の有無が判明するまでの間は自宅待機 (職務専念義務免除もしくは在宅勤務)	

注:本対応基準は、必要に応じて整理・修正する。体調不良を感じた場合は、自己判断に任せず、医師の診察を受けること。

臨時休業の目安

感染者が発生した場合、保健所により濃厚接触者が特定され、学内の消毒が完了するまでの間(1~3日程度)は、学校の一部又は全部を臨時休業とする。学寮については、御坊保健所をはじめとする都道府県等の衛生主管部局と相談の上、一部又は全部の閉寮を判断する。

感染状況		臨時休業の対象
学内で感染者が発生	学外での感染であることが明らかであり、他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合	なし
	濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
学内で感染者が複数発生し、学校内で感染した可能性がある場合		学校

注:本対応基準は、必要に応じて整理・修正する。臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間とする。臨時休業の期間、学修機会の確保等を目的として遠隔授業を実施することがある。

※「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	収束局面 ↓ 感染リスク の低い活動 から徐々に 実施	↑ 感染リス クの高い 活動を 停止
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

引用：文部科学省

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)

第1章 新型コロナウイルス感染症について 4 地域ごとの行動基準

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf